



第3号（令和2年6月1日発行） 伊丹市立北中学校長 升井竜雄

「安心できる学校を目指して」 ～新型コロナウイルスに係る基本的な感染症防止対策（抜粋）～

【保護者の皆様へのご依頼】

- ①登校前に必ず健康観察を行い、体温を測ってください。
- ②「**健康観察表**」に結果を記入し、必ず毎日学級担任に提出ください。
- ③体温が37.5℃以上または風邪症状等6項目のうち一つでもチェックがある場合は、学校へ連絡し、自宅で休養させてください。（出席停止となります）
- ④③のチェックが入っている状態等で登校した場合、お迎えをお願いすることがあります。
- ⑤登校日でなくても毎日健康観察を行い「健康観察表」に記入してください。
※発熱等の風邪症状が4日以上続く場合や強いだるさ、または息苦しさがある場合は学校および、下記の問い合わせ先に連絡してください。
□伊丹健康福祉事務所（072-785-9437）9：00～17：30
□兵庫県コールセンター（078-362-9980）24時間対応

【出席停止の取扱いについて】

- （1）生徒等の感染が判明した場合、治癒するまでの間、「学校保健安全法第19条による出席停止」。
- （2）生徒等が濃厚接触者となった場合、14日間の「出席停止」。
- （3）生徒等と同居する家族が濃厚接触者となった場合、当該濃厚接触者の健康状態の観察が終了するまでの間、「出席停止」。
- （4）生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、「出席停止」。
- （5）基礎疾患等がある生徒が登校すべきではないと判断された場合「出席停止」。
- （6）感染症の予防上、保護者が生徒等を出席させなかった場合について
新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録。
※上記どのような場合も必ず学校へ連絡してください。

【保健管理等について】

- （1）学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」をできるだけ避けます。
（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声）
 - ・教室の机は、できるかぎり一人一人席を離します。
 - ・給食時も班で机を合わせず、一人一人席を離れた状態で喫食します。
- （2）教室等のこまめな換気を実施します。（可能な限り2方向の窓を同時に開ける）
 - ・その際、衣類等による温度調節にも配慮します。
- （3）マスクの着用を奨励します。
 - ・学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用するなどするようにお願いします。**【咳エチケット】**マスク着用、ハンカチ・手拭い・ティッシュで口・鼻を覆う。
 - ・マスクは白色でなくても可。手作りの布の色柄についても可。
 - ・喫食中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを心がけてください。
- （4）給食の配膳時は必ずマスクを着用します。
 - ・給食当番はこれまで同様に必ずマスクを着用します。
 - ・給食配膳室前で、必ずアルコール消毒液（手指用）を使用します。（アレル

ギー者は配慮します）

- ・食器の返却は、各自で行います。
 - ・給食当番の健康状態（発熱・下痢・嘔吐等）を把握するとともに、必要に応じて「当番をさせない」や「交代させる」等の対応を行います。
- （5）石けんを使ったこまめな手洗いを徹底します。（ハンカチ・手拭い等の持参）
 - ・様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、基本的には石けんを使ったこまめな手洗いを徹底するよう指導します。
 - ・ハンカチ等は共用しないようにしてください。
 - （6）除菌用アルコール製剤等を使用して教職員が1日1回の除菌を行います。
 - ・特に多くの生徒が手を触れる箇所は、除菌用アルコール製剤を使用して1日1回、放課後に職員で分担して消毒を行います。

【学習指導上の留意点】

- （1）授業中、教員は飛沫防止のため、マスクまたは代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用します。
- （2）近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は控えます。やむを得ず、生徒の会話や発声などが必要な場合は、咳エチケットの要領でマスクまたは代用品を着用するなどについて指導します。また、短い時間で効果的に位置付け、互いに声量を抑えた話し合いにするなどの工夫を行います。
- （3）感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては年間授業計画を見直し指導の順序を変更したり、また、感染リスクを下げる取り組みなどの工夫を行います。

【部活動について】（再開時）

- （1）活動場所は、校内のみとします。朝練は行いません。
- （2）活動時間は、1日2時間を上限とします。
- （3）活動を行わない日は少なくとも月～金に2日及び土日に1日の計3日は休みにします。
- （4）対外試合、合同練習、合宿については行いません。

※運動部活動における留意事項

- ・練習の開始前と後で手洗いを励行する。
- ・体育館など屋内の活動場所の換気をこまめに行う。
- ・更衣室は時間差で使用するなど、狭い空間での接触は避け、換気にも努める。
- ・大きなかけ声などの活動や、互いに接近したミーティング等は避ける。
- ・ボール等の使用後の定期的な手洗いを徹底する。
- ・水分補給のためのボトルなどは個人で用意し、回し飲みはしない。
- ・複数人が使用する器具等については、定期的に消毒する。
- ・剣道、柔道などの種目では、対人で密着した状態で行う練習は避ける。
- ・サッカー、バスケットボールなどの種目では、タックルなどの身体接触を避け、仲間との距離をとったシュート練習やパス練習など、練習方法を工夫する。

※文化部活動における留意事項

- ・練習の開始前と後で手洗いを励行する。
- ・練習場所の換気を定期的に行う。
- ・活動場所を分散し、一部屋の人数を減らすなど、実施方法を工夫する。
- ・吹奏楽部は、パートごとに時間差を設けて練習したり、子ども同士が手の届く距離で練習を行ったりしない、また、向かい合って練習を行ったりしないなど、練習方法を工夫する。

